

A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
<p>(2) 技術力戦略 (戦略分野への選択と集中) ・試験研究税制、IT・環境投資促進税制措置の見直しを検討する。</p>	農林水産省	<p>・平成15年度税制改正の要綱(平成15年1月17日閣議決定)に、増加試験研究費の特別税額控除制度との選択制で、試験研究費の総額に対し一定の控除割合による特別控除を認める等の研究開発減税が盛り込まれた。</p>			<p>①第156回国会会期末～③それ以降 ・食品企業等に対して、当該税制措置の情報提供等に努める。</p>
ロ. 歳出改革					
<p>(2) 技術力戦略 (産業力強化のためのIT化推進) ・総務省及び関係府省は、平成17年度までに世界最高水準の高度情報通信ネットワークを形成し、安全性・信頼性を確保する。</p>	農林水産省	<p>・高度情報通信ネットワークの形成を加速化するため、農林水産関係の試験研究機関を結ぶ農林水産省研究ネットワーク(MAFFIN)の高速・大容量化やデータベースの充実等を15年度予算政府案により実施予定。</p>	<p>・MAFFINとつくばWAN(省際ネットワーク)との光ファイバー接続による高速通信環境を整備した。 ・高度分析機械(高分解能NMR)の遠隔利用システムを開発した。 ・FAOのメタデータベース(タイトル、内容、キーワード等、データの性格を説明するデータ)のミラーリング(複製)を行った。 ・農林水産図書資料所在情報データベースを作成した。(農林水産関係試験研究機関で保有する書誌所在情報約16万件を入力)</p>		<p>①第156回国会会期末～③それ以降 ・遠隔利用システムの対象高度分析機械の拡大を図る。 ・FAOのメタデータベースの追加・充実を図る。 ・農林水産図書資料所在情報データベースを充実する。(未入力の書誌所在情報約24万件を入力)</p>

<p>(2) 技術力戦略 (知的財産権の保護・活用)</p> <p>・我が国の国際競争力を強化し、経済を活性化していくために、知的財産戦略会議が取りまとめる知的財産戦略大綱に基づき、平成17年度までに、関係府省は、迅速かつ的確な特許審査や司法制度のあり方、知的財産の創造・流通・活用の促進、知的財産権侵害品に対する国境措置の強化等の課題について、集中的・計画的に取り組む。</p>	<p>農林水産省</p>	<p>・研究成果の民間における実用化を今後さらに促進するため、農林水産分野におけるTL0の設立に向け、技術評価や民間企業に対するマーケティング・ライセンス等の技術移転活動の推進、ビジネスと知的財産に精通する人材の育成・確保、実用化研究や情報提供等を通じた独立行政法人と民間企業とのマッチング等の事業を実施するための「農林水産技術移転促進事業」を平成15年度予算政府案から実施。</p>			<p>①第156回国国会会期末～③それ以降 ・平成15年度中にTL0認定の予定。</p>
<p>(4) 産業発掘戦略 (食料産業の活性化)</p> <p>・農林水産省は、平成14年度から食料産業の成長を促進するため、食料産業の高付加価値化を支える遺伝子情報等を活用した健康志向型食品等に関する技術開発等を推進するとともに、生産・流通を通じた高コスト構造の是正を図る。</p>	<p>農林水産省</p>	<p>・野菜生産出荷安定法の改正内容の普及・浸透を図るとともに、生産・流通の構造改革を促進する取組を支援。</p>	<p>①機械化一貫体系の導入や低コスト耐候性ハウス、通い容器の整備等による低コスト化を図るとともに、高付加価値化及び契約取引の推進といった取組が進展。 ②野菜生産出荷安定法の改正（平成14年6月施行）により創設された契約野菜安定供給制度の普及浸透等により、セーフティネットとしての野菜価格安定に貢献。</p>		<p>①第156回国国会会期末～③それ以降 ・国際競争にも耐え得る体質の強い国内供給体制を確立するため、低コスト化、高付加価値化、契約取引の推進といった取組を加速化するなど、野菜の構造改革対策を一層推進。特に、安全・安心な国産野菜の供給体制を強化。</p>

	農林水産省	・「食品流通の効率化等に関する研究会」を設置し、食品流通の高度化・効率化など構造改革の方針について検討。また、ITの活用、卸売市場の機能強化等による商流・物流の効率化・高度化の促進について15年度予算において実施予定。			①第156回国会会期末 ・「食品流通の効率化等に関する研究会」において食品流通の高度化・効率化など構造改革の方針についてとりまとめる。 ②平成15年末～③それ以降 ・食品流通の効率化・高度化に資するITビジネスモデルの普及・定着等を推進。 ・卸売市場の機能・連携の強化等。
	農林水産省	・国の方針に基づいた、都道府県の水産物産地市場統合計画を策定。			②平成15年末～③それ以降 ・水産物産地市場統合計画に基づく水産物情報・物流システムの開発、並びに水産物の供給過程全体の簡素化・効率化の実証を促進する。
(食料産業の活性化) ・農林水産省は、平成13年度から、我が国の農林水産生産構造の中核となるような農林水産業者・企業に対して施策を集中化すること等により、農林水産業の構造改革を加速化する。	農林水産省	・「経営の法人化で拓く構造改革に係る有識者懇談会」において、農地制度全般について検討を行い、農業生産法人の事業要件の緩和、構造改革特区の活用等について論点整理を行った。(14年11月末公表)	・構造改革特別区域法において、農業生産法人以外の法人の農業参入を可能とする農地法の特例措置を講じた。 また、農業経営の法人化及び農地の利用集積を一層促進する観点から、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案を第156回国会に提出した。	・構造改革特別区域法に基づく農地法の特例措置の適正かつ円滑な実施。	①第156回国会会期末 ～③それ以降 ・本年4月以降の構造改革特区制度の施行状況を注視する必要。

		<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度予算において、地域農業構造改革緊急対策、新規就農総合対策事業等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた担い手の明確化、担い手に対する農地の利用集積の促進、地域農業の核となる農業法人の育成等が行われた。 ・新規就農相談センターにおける就農相談体制の確立、技術・経営研修の充実が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度における「望ましい農業構造」の実現に向け、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に向けた施策の更なる集中化・重点化。 	<ul style="list-style-type: none"> ①第156回国国会会期末まで <ul style="list-style-type: none"> ・「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案」の成立を目指す。 ②平成15年末～③それ以降 <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農支援システムの構築、農業法人に対する総合的な支援、認定農業者等に対する経営の多角化に向けたノウハウの提供や農地集積の加速化等を推進。
<p>(5) 地域力戦略 (地域産業の活性化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省、環境省、関係府省は協力して、動植物、微生物や有機性廃棄物からエネルギー源や製品を得るバイオマスの利活用の推進について具体策を平成14年度中にとりまとめる等、計画的に取り組む。 	<p>農林水産省 内閣府 文部科学省 経済産業省 国土交通省 環境省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年12月27日に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定。 ・戦略の工程管理と評価を行う推進体制として、関係府省による「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」、推進会議への提言等を行う「バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザーグループ」を14年度内に設置。 ・15年度予算政府案において、バイオマスを地域の中で循環利用するための地域システムの構築や活用施設の整備を総合的に実施する制度を創設。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物由来の有機性資源であるバイオマスをエネルギーや製品として総合的に利活用し、持続的に発展可能な社会を実現するための国家戦略として、2010年を目途とする具体的な数値目標や実施主体・実施時期を明示した78の具体的な行動計画を策定し、政府が一体となって推進していく姿勢を明らかにした。 ・地域活性化等の一手段としてバイオマス活用を進めるため、地方自治体等において特別のプロジェクトチームを立ち上げたり、具体的なプロジェクトの検討を各地で開始。 	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスの生産、収集・輸送、変換、利用の各段階が有機的につながり、全体として経済性がある循環システムを各地で構築。 ・全国的な取組のモデルとなるバイオマス利活用事例の構築。 	<ul style="list-style-type: none"> ①第156回国国会会期末 <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス関連情報を効率的・効果的に整理・提供するバイオマス情報ヘッドクォーターを創設。 ・関係府省が一体となって、地域の特性を活かし、バイオマスを効率的に利活用するバイオマスタウン構想を検討。 ・バイオマス活用を更に進めるための方策について、推進会議、アドバイザーグループにおいて検討。 ②平成15年末 <ul style="list-style-type: none"> ・各地での具体的な取組の効率的な支援策の検討、決定。 ③それ以降 <ul style="list-style-type: none"> ・総合戦略の進捗状況のフォローアップ。 ・バイオマス活用を更に進めるための方策について、推進会議、アドバイザーグループにおいて検討。 ①第156回国国会会期末～③それ以降 <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス関連事業の着実な実施。 ・地域における体制整備や調査・実証等による利活用システムの構築を図るとともに、新技術等を活用した施設整備をモデル的に実施。

八. 規制改革

(4) 産業発掘戦略
(ライフスタイルの変化が引き出す潜在需要の顕在化)
・農林水産省は、関係府省と協力して、平成14年度から、都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイル(デュアルライフ)の実現に向け、国民運動として民間の取組みの拡大を図るとともに、特区手法を含め、都市と農山漁村の共生・対流を推進する。

農林水産省

・15年度予算政府案において、都市と農山漁村を双方向に行き交うライフスタイルの実現を推進するため、農山漁村情報提供の充実強化、新たなグリーン・ツーリズム等の展開、農地や森林、海辺等を活用した体験活動等の支援、共生・対流の優良事例の表彰等を通じた国民運動の展開等の施策を創設。

・都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現に向けて、平成14年7月に関係7省の連絡協議会を設置。

・関係副大臣から構成される「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」を平成14年9月に設置し、都市と農山漁村の共生・対流に係る国民運動の展開について検討。

・長野県飯田市の例
平成14年度17,000人の体験学習の受け入れにより、直接消費額2.9億円、経済波及効果7.0億円

・遊休農地や廃校等既存ストックについて、都市と農山漁村の共生・対流の推進に資する用途への活用事例集を作成し、市町村等への配付を予定。

・都市と農山漁村の共生・対流のポータルサイトとしてのホームページを立上げる予定。

①第156回国国会会期末～③それ以降
・各事業の着実な実施により、都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現を推進。

①第156回国国会会期末
・関係副大臣プロジェクトチームにより都市と農山漁村の共生・対流の推進に向けた国民運動の展開方法を取りまとめ。

	<ul style="list-style-type: none"> ・住民合意の下で、農地等の適切な保全及び利用を図る市町村のイニシアティブに基づく取組を促進する新たな土地利用の枠組み構築について、平成14年6月より有識者懇談会を4回にわたって開催し、8月に懇談会の論点整理を発表。市町村長等との意見交換を2回にわたって実施。 ・構造改革特別区域制度において、農地等の権利取得に際する下限面積要件を緩和する措置を講じることとした。 ・構造改革特別区域法において、NPO等による市民農園の開設を可能とする特定農地貸付法等の特例を措置。 		<ul style="list-style-type: none"> ・農山村の新たな土地利用の枠組み構築については、懇談会の論点整理、市町村長等からの意見、及び構造改革特区における先行的な取り組みの評価を踏まえつつ、全国的な規制の見直しとして検討することが必要。 ・構造改革特別区域法に基づく特定農地貸付法等の特例措置の適正かつ円滑な実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ①第156回国国会会期末～②平成15年末 <ul style="list-style-type: none"> ・懇談会の論点整理、市町村長等からの意見及び構造改革特区における先行的な取り組みの評価を踏まえつつ、制度のあり方について検討。 ③それ以降 <ul style="list-style-type: none"> ・検討の結果を踏まえ、制度化を目指し、体制の整った市町村から新たな取組へ移行。 ①第156回国国会会期末 <ul style="list-style-type: none"> ・制度の説明会等による普及。
<p>(食料産業の活性化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省は、平成13年度から、我が国の農林水産生産構造の中核となるような農林水産業者・企業に対して施策を集中化すること等により、農林水産業の構造改革を加速化する。 ・農地法の見直しにより国際競争力のある効率的な農業経営を推進する。 	<p>農林水産省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「経営の法人化で拓く構造改革に係る有識者懇談会」において、農地制度全般について検討を行い、農業生産法人の事業要件の緩和、構造改革特区の活用等について論点整理を行った。(14年11月末公表) 	<ul style="list-style-type: none"> ・構造改革特別区域法において、農業生産法人以外の法人の農業参入を可能とする農地法の特例措置を講じた。 また、農業経営の法人化及び農地の利用集積を一層促進する観点から、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案を第156回国会に提出した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・構造改革特別区域法に基づく農地法の特例措置の適正かつ円滑な実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ①第156回国国会会期末～③それ以降 <ul style="list-style-type: none"> ・本年4月以降の構造改革特区制度の施行状況を注視する必要。

		<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度予算において、地域農業構造改革緊急対策、新規就農総合対策事業等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた担い手の明確化、担い手に対する農地の利用集積の促進、地域農業の核となる農業法人の育成等が行われた。 ・新規就農相談センターにおける就農相談体制の確立、技術・経営研修の充実が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度における「望ましい農業構造」の実現に向け、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に向けた施策の更なる集中化・重点化。 	<ul style="list-style-type: none"> ①第156回国国会会期末まで <ul style="list-style-type: none"> ・「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案」の成立を目指す。 ②平成15年末～③それ以降 <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農支援システムの構築、農業法人に対する総合的な支援、認定農業者等に対する経営の多角化に向けたノウハウの提供や農地集積の加速化等を推進。
--	--	--	--	---	---

木. その他の制度改革

<p>(4) 産業発掘戦略 (食料産業の活性化)</p> <p>・農林水産省は、平成14年度から産地ごとに、消費者の評価を踏まえた「ブランド・ニッポン」戦略の産学官による策定を推進し、戦略に基づく農水産物の供給体制を確立する。</p>	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度から、各産地において、消費者の評価を踏まえた「ブランド・ニッポン」産地戦略（立地条件や地域資源等の産地の優位性を活かした生産・加工・流通・販売戦略）を策定中。 ・15年度予算政府案において、農産物の地産地消推進活動、産地の特色を活かした環境保全型農業や契約取引等を推進するブランド・ニッポン農産物供給体制確立事業等を創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県の産地において、契約栽培による高品質な農産物の生産、朝どり新鮮野菜の地産地消活動の深化など、産地の特色を生かした戦略が着実に進展 	<ul style="list-style-type: none"> ・産地戦略策定後は毎年度、各産地において消費者等の評価、産地戦略の達成状況等を検証し、必要に応じて取組内容等の見直しを実施 ・引き続き産地戦略の策定を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ①第156回国国会会期末～③それ以降 <p>戦略を策定した産地に対して、消費者等による農水産物の評価活動への支援、環境保全型農業、持続的増養殖、食品産業との連携等、産地の特色を活かした取組の推進、商流・物流の合理化等による生産・流通を通じた高コスト構造の是正等の施策を重点化し、戦略の具体化を強力に推進</p>
---	-------	--	--	--	---

<p>(4) 産業発掘戦略 (食料産業の活性化) ・農林水産省は、平成14年度から食料産業の成長を促進するため、食料産業の高付加価値化を支える遺伝子情報等を活用した健康志向型食品等に関する技術開発等を推進するとともに、生産・流通を通じた高コスト構造の是正を図る。</p>	<p>農林水産省</p>	<p>・平成15年度予算政府案において「有用遺伝子活用のための植物(イネ)・動物ゲノム研究」を措置し、イネゲノムについては、主要部分の塩基配列解読の完了を受け、重要形質に着目した機能解明、ゲノムの種間・属間比較研究等を実施するとともに、ゲノムデータと研究成果を結集するゲノムリソースセンターを整備し、動物ゲノムについて、DNAマーカーを用いた高品質育種を促進する。</p>	<p>イネゲノムについて、主要部分の塩基配列解読の完了。(特許出願済み件数: 40件)</p>		<p>①第156回国国会会期末～③それ以降 ・研究開発の着実な実施。</p>
<p>(4) 産業発掘戦略 (食料産業の活性化) ・農林水産省は、平成14年度から、我が国の農林水産生産構造の中核となるような農林水産業者・企業に対して施策を集中化すること等により、農林水産業の構造改革を加速化する。</p>	<p>農林水産省</p>	<p>・平成14年9月、水産業の構造改革に向けた政策を強力に推進するため、水産庁長官を本部長とする「新水産政策推進本部」の体制を整備した。</p>	<p>・水産基本政策キャラバンを実施した。(全国36都道府県、4,700人参加、平成14年4～8月) ・漁業再建整備特別措置法等水産4法を改正した。(平成14年6月) ・指定漁業の許可を一斉更新した。(8漁業種類、2,489隻、平成14年8月) ・資源回復計画を策定・公表した。(さくら瀬戸内海系群回復計画、伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画、日本海西部あかがれい(ずわいがに)資源回復計画。)</p>	<p>・フードシステムを通じ、食料の安定供給と漁業の健全な発展に寄与する水産加工業の維持・発展。 ・漁業漁村における中核的な組織として、漁協が水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展に向けて適切な役割を果たしていくための組織・経営・事業の改革の推進。 ・資源回復の着実な推進と新たな資源管理手法の導入等、漁業管理の適正化を図る。 ・効率的かつ安定的な漁業経営の実現。</p>	<p>①第156回国国会会期末～③それ以降 ・「新水産政策推進本部」を中心に、流通の効率化・加工業の体質強化、意欲的な担い手づくりと漁協の事業・組織基盤の強化を図るとともに、漁船漁業の将来展望の作成などを通じた水産業の構造改革を推進する。</p>

<p>(4) 産業発掘戦略 (ライフスタイルの変化が引き出す潜在需要の顕在化)</p> <p>・農林水産省は、関係府省と協力して、平成14年度から、都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイル(デュアルライフ)の実現に向け、国民運動として民間の取組みの拡大を図るとともに、特区手法を含め、都市と農山漁村の共生・対流を推進する。</p>	<p>農林水産省</p>	<p>・15年度予算政府案において、都市と農山漁村を双方向に行き交うライフスタイルの実現を推進するため、農山漁村情報提供の充実強化、新たなグリーン・ツーリズム等の展開、農地や森林、海辺等を活用した体験活動等の支援、共生・対流の優良事例の表彰等を通じた国民運動の展開等の施策を創設。</p> <p>・都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現に向けて、平成14年7月に関係7省の連絡協議会を設置。</p> <p>・関係副大臣から構成される「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」を平成14年9月に設置し、都市と農山漁村の共生・対流に係る国民運動の展開について検討。</p>	<p>・長野県飯田市の例 平成14年度17,000人の体験学習の受け入れにより、直接消費額2.9億円、経済波及効果7.0億円</p> <p>・遊休農地や廃校等既存ストックについて、都市と農山漁村の共生・対流の推進に資する用途への活用事例集を作成し、市町村等への配付を予定。</p> <p>・都市と農山漁村の共生・対流のポータルサイトとしてのホームページを立上げる予定。</p>		<p>①第156回国国会会期末～③それ以降</p> <p>・各事業の着実な実施により、都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現を推進。</p> <p>①第156回国国会会期末</p> <p>・関係副大臣プロジェクトチームにより都市と農山漁村の共生・対流の推進に向けた国民運動の展開方法を取りまとめ。</p>
--	--------------	--	--	--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・住民合意の下で、農地等の適切な保全及び利用を図る市町村のイニシアティブに基づく取組を促進する新たな土地利用の枠組み構築について、平成14年6月より有識者懇談会を4回にわたって開催し、8月に懇談会の論点整理を発表。市町村長等との意見交換を2回にわたって実施。 ・構造改革特別区域制度において、農地等の権利取得に際する下限面積要件を緩和する措置を講じることとした。 ・構造改革特別区域法において、NPO等による市民農園の開設を可能とする特定農地貸付法等の特例を措置。 		<ul style="list-style-type: none"> ・農山村の新たな土地利用の枠組み構築については、懇談会の論点整理、市町村長等からの意見、及び構造改革特区における先行的な取り組みの評価を踏まえつつ、全国的な規制の見直しとして検討することが必要。 ・構造改革特別区域法に基づく特定農地貸付法等の特例措置の適正かつ円滑な実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ①第156回国会会期末～②平成15年末 ・懇談会の論点整理、市町村長等からの意見及び構造改革特区における先行的な取り組みの評価を踏まえつつ、制度のあり方について検討。 ③それ以降 ・検討の結果を踏まえ、制度化を目指し、体制の整った市町村から新たな取組へ移行。 ①第156回国会会期末 ・制度の説明会等による普及。
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・都市と農山漁村の間で、「人・もの・情報」が循環する共通社会基盤を備えたむらづくりを推進する「むらづくり維新」を着実に実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共通社会基盤の整備と新たな自立的コミュニティづくりに向けた「むらづくり維新プロジェクト」を全国約200地区において着手。 		<ul style="list-style-type: none"> ①第156回国会会期末～③それ以降 ・「むらづくり維新プロジェクト」を着実に推進。
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者等によるアドバイザー・グループを設置し、ITを活用して魅力ある農山漁村の実現を目指す「e-むらづくり計画」策定に向けた検討を3回実施。 		<ul style="list-style-type: none"> ・地方における推進体制の整備。 ・NPO、民間事業者等との連携強化。 	<ul style="list-style-type: none"> ①第156回国会会期末 ・「e-むらづくり計画」の策定、公表。 ②平成15年末～③それ以降 ・地方公共団体における「e-むらづくり」の推進。

<p>(5) 地域力戦略 (地域産業の活性化) ・農林水産省、環境省、関係府省は協力して、動植物、微生物や有機性廃棄物からエネルギー源や製品を得るバイオマスの利活用の推進について具体策を平成14年度中にとりまとめる等、計画的に取り組む。</p>	<p>農林水産省 内閣府 文部科学省 経済産業省 国土交通省 環境省</p>	<p>・平成14年12月27日に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定。 ・戦略の工程管理と評価を行う推進体制として、関係府省による「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」、推進会議への提言等を行う「バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザーグループ」を14年度内に設置。 ・15年度予算政府案において、バイオマスを地域の中で循環利用するための地域システムの構築や利活用施設の整備を総合的に実施する制度を創設。</p>	<p>・生物由来の有機性資源であるバイオマスをエネルギーや製品として総合的に利活用し、持続的に発展可能な社会を実現するための国家戦略として、2010年を目途とする具体的な数値目標や実施主体・実施時期を明示した78の具体的な行動計画を策定し、政府が一体となって推進していく姿勢を明らかにした。 ・地域活性化等の一手段としてバイオマス活用を進めるため、地方自治体等において特別のプロジェクトチームを立ち上げたり、具体的なプロジェクトの検討を各地で開始。</p>	<p>・バイオマスの生産、収集・輸送、変換、利用の各段階が有機的につながり、全体として経済性がある循環システムを各地で構築。 ・全国的な取組のモデルとなるバイオマス利活用事例の構築。</p>	<p>①第156回国会会期末 ・バイオマス関連情報を効率的・効果的に整理・提供するバイオマス情報ヘッドクォーターを創設。 ・関係府省が一体となって、地域の特性を活かし、バイオマスを効率的に活用するバイオマスタウン構想を検討。 ・バイオマス活用を更に進めるための方策について、推進会議、アドバイザリーグループにおいて検討。 ②平成15年末 ・各地での具体的な取組の効率的な支援策の検討、決定。 ③それ以降 ・総合戦略の進捗状況のフォローアップ。 ・バイオマス活用を更に進めるための方策について、推進会議、アドバイザリーグループにおいて検討。</p> <p>①第156回国会会期末 ～③それ以降 ・バイオマス関連事業の着実な実施。 ・地域における体制整備や調査・実証等による利活用システムの構築を図るとともに、新技術等を活用した施設整備をモデル的に実施。</p>
<p>(5) 地域力戦略 (地域産業の活性化) 農林水産省は、規制改革による林業への民間事業者の新規参入、事業再編の促進、木材の品質向上・供給ロットの拡大等による経営力の強化を通じ、林業や地域産業の活性化、雇用拡大、並びに森林整備保全、地球温暖化防止を図る。また、関係府省は、森林の果たす公益的機能や森林管理に果たす地域の役割の重要性等を踏まえ、適正な森林管理のあり方を検討。</p>	<p>農林水産省</p>	<p>・平成14年度から、都道府県ごとに策定する林業・木材産業構造改革プログラムに即し、林業経営や施業の効率化、木材産業の構造改革等に資する施設の整備を推進。 (木材の品質向上のための乾燥施設等の導入、スケールメリットを活かしたコスト低減と、供給ロット拡大による木材安定供給のための大型製材施設の導入等)</p>	<p>・高性能林業機械等の導入43カ所、製材機械や乾燥装置等、加工施設、原木自動選別機等、流通施設の整備130カ所等を実施。 ・需要者のニーズに応じた木材を低コストで安定的に供給することで競争力強化を図った。</p>	<p>林業経営や施業の効率化、木材産業の構造改革、木材利用拡大の取組の一層の推進。</p>	<p>①第156回国会会期末 ～③それ以降 ・林業・木材産業構造改革プログラムに即した施設の整備等を推進。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・木材利用の拡大の取り組みを推進するための補助事業の措置、木材利用を促進するための税制改正を措置。(15年度改正予定) 			
		<ul style="list-style-type: none"> ・木材に関する技術開発の進め方、取組課題等を取りまとめ、「木材利用及び木材産業に関する技術開発目標」として策定(平成14年11月)。 		<ul style="list-style-type: none"> 企業競争力の確保、消費者視点の重視、循環型社会への対応、新分野への挑戦の観点に立った技術開発の推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ①第156回国会会期末～③それ以降 左記目標の実現に向けた取組を推進。
		<ul style="list-style-type: none"> ・14年度から森林整備事業の事業主体に、市町村長等から森林施業計画の認定を受けた、民間事業体等も参加できるよう措置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業体等の新たな担い手の追加により、地域の実情に応じた主体による森林整備が実現。 		
<p>(グローバルに開かれた市場の構築)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係府省は、FTAなど経済連携を推進・強化することとし、これに必要な課題の克服に取り組む。 	<p>公正取引委員会、外務省、財務省、農林水産省、経済産業省</p>			<ul style="list-style-type: none"> 農林水産分野については、我が国の食料安全保障や国内農林水産業が進めている構造改革に悪影響を及ぼすことのないよう、十分に留意する必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ①第156回国会会期末～③それ以降 ・WTOを中心とする多角的貿易体制の維持・強化を基本としつつ、これを補完するものとして経済連携にも積極的に取り組んでいく。
			<ul style="list-style-type: none"> ・日・シンガポール新時代経済連携協定については、14年11月に発効された。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・日・メキシコ経済連携強化のための協定締結交渉に関しては、14年11月に政府間交渉を開始。毎月1回交渉を行っているところ。 		<ul style="list-style-type: none"> ②平成15年末 ・日・メキシコ経済連携強化のための協定締結交渉に関しては、交渉開始後1年程度を目標にできる限り早期に実質的に交渉を終了するよう最大限の努力を払って進める。 	

<p>・日韓 F T A 産官学共同研究会は、これまで4回の会合を開催。</p>			<p>①第156回国会会期末 ・日韓 F T A 産官学共同研究会は、第5回会合を15年4月中旬に開催する予定。 ③それ以降 ・2年以内、できる限り早期に報告書を作成する予定。</p>
			<p>②平成15年末 ・日・アセアン全体について、委員会で枠組みを検討・起草し、15年の首脳会議に提出する予定。 ③それ以降 ・ F T A の要素を含みうる連携実現に向けた措置の実施を、10年以内のできる限り早期に完了するよう関係諸国と連携して取り組む。</p>
<p>・日・タイ経済連携作業部会は、これまでに3回開催。第4回会合を15年3月に開催する予定。</p>			
<p>・日・フィリピン経済連携作業部会は、これまでに3回開催。</p>			
<p>・日豪経済協議は、15年3月を目途に第3回の政府間課長級会合を開催する予定。</p>			<p>①第156回国会会期末 ・日豪経済協議は、15年6月を目途に次官級会合を開催する予定。</p>

A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
□. 歳出改革					
<p>○農業政策（バイオマス、農地法制、公共事業等） ・企業の農業経営の展開のための改革 －構造改革特区の活用も含めた農地法制の見直し</p> <p>一意欲と能力のある経営体に施策を集中</p>	農林水産省	<p>・「経営の法人化で拓く構造改革に係る有識者懇談会」において、農地制度全般について検討を行い、農業生産法人の事業要件の緩和、構造改革特区の活用等について論点整理を行った。（14年11月末公表）</p> <p>・平成14年度予算において、地域農業構造改革緊急対策、新規就農総合対策事業等を実施。</p>	<p>・構造改革特別区域法において、農業生産法人以外の法人の農業参入を可能とする農地法の特例措置を講じた。</p> <p>また、農業経営の法人化及び農地の利用集積を一層促進する観点から、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案を第156回国会に提出した。</p> <p>・地域の実情に応じた担い手の明確化、担い手に対する農地の利用集積の促進、地域農業の核となる農業法人の育成等が行われた。</p> <p>・新規就農相談センターにおける就農相談体制の確立、技術・経営研修の充実が図られた。</p>	<p>・構造改革特別区域法に基づく農地法の特例措置の適正かつ円滑な実施。</p> <p>・平成22年度における「望ましい農業構造」の実現に向け、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に向けた施策の更なる集中化・重点化。</p>	<p>①第156回国会会期末～③それ以降 ・15年4月以降の構造改革特区制度の施行状況を注視する必要。</p> <p>①第156回国会会期末 ・「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案」の成立を目指す。</p> <p>②平成15年末～③それ以降 ・新規就農支援システムの構築、農業法人に対する総合的な支援、認定農業者等に対する経営の多角化に向けたノウハウの提供や農地集積の加速化等を推進。</p>

<p>○農業政策（バイオマス、農地法制、公共事業等） ・バイオマスについて年内に「戦略」を策定－工程管理と評価システム（効率性、コスト）に留意</p>	<p>農林水産省 内閣府 文部科学省 経済産業省 国土交通省 環境省</p>	<p>・平成14年12月27日に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定。 ・戦略の工程管理と評価を行う推進体制として、関係府省による「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」、推進会議への提言等を行う「バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザリーグループ」を14年度内に設置。 ・15年度予算政府案において、バイオマス関連事業を創設。</p>	<p>・生物由来の有機性資源であるバイオマスを生エネギや製品として総合的に利活用し、持続的に発展可能な社会を実現するための国家戦略として、2010年を目途とする具体的な数値目標や実施主体・実施時期を明示した78の具体的行動計画を策定し、政府が一体となって推進していく姿勢を明らかにした。 ・地域活性化等の一手段としてバイオマス活用を進めるため、地方自治体等において特別のプロジェクトチームを立ち上げたり、具体的なプロジェクトの検討を各地で開始。</p>	<p>・バイオマスの生産、収集・輸送、変換、利用の各段階が有機的につながり、全体として経済性がある循環システムを各地で構築。 ・全国的な取組のモデルとなるバイオマス利活用事例の構築。</p>	<p>①第156回国国会会期末 ・バイオマス関連情報を効率的・効果的に整理・提供するバイオマス情報ヘッドクォーターを創設。 ・関係府省が一体となって、地域の特性を活かし、バイオマスを効率的に利活用するバイオマスタウン構想を検討。 ・バイオマス活用を更に進めるための方策について、推進会議、アドバイザリーグループにおいて検討。 ②平成15年末 ・各地での具体的な取組の効率的な支援策の検討、決定。 ③それ以降 ・総合戦略の進捗状況のフォローアップ。 ・バイオマス活用を更に進めるための方策について、推進会議、アドバイザリーグループにおいて検討。 ①第156回国国会会期末 ～③それ以降 ・バイオマス関連事業の着実な実施。 ・地域における体制整備や調査・実証等による利活用システムの構築を図るとともに、新技術等を活用した施設整備をモデル的に実施。</p>
---	--	---	--	---	--

八. 規制改革

<p>○農業政策（バイオマス、農地法制、公共事業等） ・企業的農業経営の展開のための改革 －構造改革特区の活用も含めた農地法制の見直し</p>	<p>農林水産省</p>	<p>・「経営の法人化で拓く構造改革に係る有識者懇談会」において、農地制度全般について検討を行い、農業生産法人の事業要件の緩和、構造改革特区の活用等について論点整理を行った。（14年11月末公表）</p>	<p>・構造改革特別区域法において、農業生産法人以外の法人の農業参入を可能とする農地法の特例措置を講じた。 また、農業経営の法人化及び農地の利用集積を一層促進する観点から、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案を第156回国会に提出した。</p>	<p>・構造改革特別区域法に基づく農地法の特例措置の適正かつ円滑な実施。</p>	<p>①第156回国国会会期末 ～③それ以降 ・15年4月以降の構造改革特区制度の施行状況を注視する必要。</p>
---	--------------	--	--	--	---

<p>一意欲と能力のある経営者に施策を集中</p>		<p>・平成14年度予算において、地域農業構造改革緊急対策、新規就農総合対策事業等を実施。</p>	<p>・地域の実情に応じた担い手の明確化、担い手に対する農地の利用集積の促進、地域農業の核となる農業法人の育成等が行われた。 ・新規就農相談センターにおける就農相談体制の確立、技術・経営研修の充実が図られた。</p>	<p>・平成22年度における「望ましい農業構造」の実現に向け、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に向けた施策の更なる集中化・重点化。</p>	<p>①第156回国会会期末 ・「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案」の成立を目指す。 ②平成15年末～③それ以降 ・新規就農支援システムの構築、農業法人に対する総合的な支援、認定農業者等に対する経営の多角化に向けたノウハウの提供や農地集積の加速化等を推進。</p>
---------------------------	--	---	--	--	--

ホ. その他の制度改革

<p>○農業政策（バイオマス、農地法制、公共事業等） ・バイオマスについて年内に「戦略」を策定－工程管理と評価システム（効率性、コスト）に留意</p>	<p>農林水産省 内閣府 文部科学省 経済産業省 国土交通省 環境省</p>	<p>・平成14年12月27日に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定。 ・戦略の工程管理と評価を行う推進体制として、関係府省による「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」、推進会議への提言等を行う「バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザリーグループ」を14年度内に設置。 ・15年度予算政府案において、バイオマス関連事業を創設。</p>	<p>・生物由来の有機性資源であるバイオマスエネルギーや製品として総合的に活用し、持続的に発展可能な社会を実現するための国家戦略として、2010年を目途とする具体的な数値目標や実施主体・実施時期を明示した78の具体的行動計画を策定し、政府が一体となって推進していく姿勢を明らかにした。 ・地域活性化等の一手段としてバイオマス活用を進めるため、地方自治体等において特別のプロジェクトチームを立ち上げたり、具体的なプロジェクトの検討を各地で開始。</p>	<p>・バイオマスの生産、収集・輸送、変換、利用の各段階が有機的につながり、全体として経済性がある循環システムを各地で構築。 ・全国的な取組のモデルとなるバイオマス利活用事例の構築。</p>	<p>①第156回国会会期末 ・バイオマス関連情報を効率的・効果的に整理・提供するバイオマス情報ヘッドクォーターを創設。 ・関係府省が一体となって、地域の特性を活かし、バイオマスを効率的に利活用するバイオマスタウン構想を検討。 ・バイオマス活用を更に進めるための方策について、推進会議、アドバイザリーグループにおいて検討。 ②平成15年末 ・各地での具体的な取組の効率的な支援策の検討、決定。 ③それ以降 ・総合戦略の進捗状況のフォローアップ。 ・バイオマス活用を更に進めるための方策について、推進会議、アドバイザリーグループにおいて検討。 ①第156回国会会期末 ～③それ以降 ・バイオマス関連事業の着実な実施。 ・地域における体制整備や調査・実証等による利活用システムの構築を図るとともに、新技術等を活用した施設整備をモデル的に実施。</p>
---	--	---	---	---	---